

高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会 検討スケジュールについて

H24年5月29日 : 第1回検討会

【主な検討項目】 検討項目の整理

検討会スケジュール

緊急対策に係る論点整理

6月20日 : 第2回検討会開催

【主な検討項目】 緊急対策の審議

6月27日 : 第3回検討会開催

【主な検討項目】 緊急対策の決定

7月下旬 : 第4回検討会開催

【主な検討項目】 緊急対策以外の対策について審議

以後、適宜検討会を開催

年度内 : 最終とりまとめ

参照条文

○旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）（抜粋）

（過労防止等）

第21条 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

2～5 （略）

6 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておかなければならない。

○旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年国土交通省告示1675号）

旅客自動車運送事業者が運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準は、運転者の労働時間等の改善が過労運転の防止にも資することに鑑み、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）とする。

○自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）（抜粋）

（一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

第5条 使用者は、バス運転者等の拘束時間、休息期間及び運転時間については、次に定めるところによるものとする。

- 一 拘束時間は、4週間を平均し1週間当たり65時間を超えないものとする。ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び起点から終点までのキロ程が概ね100キロメートルを超える運行系統を運行する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車であつて、高速自動車国道及び自動車専用道路の利用区間のキロ

- 程が50キロメートル以上であり、かつ、当該キロ程が起点から終点までのキロ程の4分の1以上のものに乗務する者（第4号において「特定運転者」という。）については、労使協定があるときは、52週間のうち16週間までは、4週間で平均し1週間当たり71.5時間まで延長することができる。
- 二 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とすること。
- 三 勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えること。
- 四 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、4週間で平均し1週間当たり40時間を超えないものとする。ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び特定運転者については、労使協定があるときは、52週間についての運転時間が2080時間を超えない範囲内において、52週間のうち16週間までは、4週間で平均し1週間当たり44時間まで延長することができる。
- 五 連続運転時間は、4時間を超えないものとする。
- 2 使用者は、バス運転者等の休息期間については、当該バス運転者等の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、拘束時間及び休息期間については、厚生労働省労働基準局長の定めるところによることができる。
- 一 業務の必要上、勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合
 - 二 バス運転者等が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合
 - 三 バス運転者等が隔日勤務に就く場合
 - 四 バス運転者等がフェリーに乗船する場合
- 4 労使当事者は、時間外労働協定においてバス運転者等に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は、2週間及び1箇月以上3箇月以内の一定の期間とするものとする。
- 5 使用者は、バス運転者等に法第35条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は2週間について1回を超えないものとし、当該休日の労働によって第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。

○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（国自総第446号・
国自旅第161号・国自整第149号平成14年1月30日）（抜粋）

第21条 過労防止等

(1) 勤務時間及び乗務時間（第1項）

事業者が運転者の勤務時間及び乗務時間を定めるときの具体的な基準は、「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号。以下「勤務時間等基準告示」という。）のほか、「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の特例について」（平成元年3月1日付け基発第92号）及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」（平成元年3月1日付け基発第93号）とする。

(2)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置（第6項）

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、勤務時間等基準告示で定められた条件を超えて引き続き運行する場合は、これに該当する。具体的には、次のような場合が該当する。

イ. 拘束時間が16時間を超える場合

ロ. 運転時間が2日を平均して1日9時間を超える場合

ハ. 連続運転時間が4時間を超える場合

② 「交替するための運転者を配置」とは、交替運転者を当該事業用自動車に添乗させ、又は交替箇所に予め待機させることをいう。